

日本印刷工組合係文書

宣言

吾人は今、茲に労働階級より見たる三大問題に就いて、明白に吾人の所信と主張とを宣言するの必要を痛感す。

協同組合
丁
子

一、労働組合法に就いて 政府は今や二個の労働組合法草案を作つて産業調査會の議に附し、其の修正若しくは折衷の結果を以て次期の議會に提出するの意ありと云ふ。而して民間の論者、或は内務省案と農商務省案との優劣を云々し、或は該法案と治安警察法第十七條との關係を云々し、鬼にかく労働組合法の制定を以て労働運動の發展に於ける一大進歩なるかの如くに誤想するものゝ如し。然るに吾人を以て之れを見れば、該法の制定は其の内容の如何に係はらず、單に労働運動の自由を明白に拘束するものに外ならず。若し吾人にして現在多少の自由を有すとせば、それは只だ吾人が實力に依つて獲得したる者にして、決して法律に依つて與へらるべき者に非ず。然らば何の必要あつてか、吾人に對する拘束を明白にするに過ぎざる法律の制定を歓迎せんや。故に吾人は宣言す。

吾人は斯くの如き労働組合法を要せず。吾人は只だ實力の養成と發揮とに努めんことを期す。

一、失業者問題に就いて 不景氣襲來の結果として多数の失業者は續出しつゝあり。労働階級の苦痛と悲惨とは之れよりして其の激甚を極めずんば止まざるべし。然れども吾人は決して彼の姑息にして偽善なる救済策に信頼して、此の苦痛と悲惨とより脱却するの幻想を抱く者に非ず。失業者の出現は資本家的生産制度の必然の結果にして其の根本原因を排除せざる限り、之を絶滅する方法、斷じて有ることなし。假令、種々なる小策に依つて多少の緩和を見るを得べしとするも又長日月の忍耐の後、漸く景氣の回復を見るを得べしとするも、其の結果は更に再び遠からずして恐

517

手印